

企画専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成16年5月27日食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程(平成15年7月9日食品安全委員会決定)第3条第1項において、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」となされている。

また、平成16年度食品安全委員会運営計画(平成16年4月1日食品安全委員会決定)第2の1②において、企画専門調査会が、「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」(平成15年10月29日企画専門調査会意見)のフォローアップ、平成15年度食品安全委員会運営状況報告書の審議(6月ごろ)、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討(少なくとも6ヶ月ごと)等を行うことが掲げられている。

これらの規定等に基づき、企画専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 1 平成15年度食品安全委員会運営状況報告書についての案の取りまとめ
(「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」(平成15年10月29日企画専門調査会意見)のフォローアップを含む。)
- 2 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討

(参考)

食品安全委員会専門調査会運営規程（抜粋）

（平成15年7月9日内閣府食品安全委員会決定）

（専門調査会の所掌）

第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

2～4 （略）

平成16年度食品安全委員会運営計画（抜粋）

（平成16年4月1日内閣府食品安全委員会決定）

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

② 企画専門調査会の開催

- ・ 「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」（平成15年10月29日企画専門調査会意見）のフォローアップ、平成15年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（6月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ（12月ごろ）
- ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画の審議（平成17年2月ごろ）
- ・ 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討（少なくとも6ヶ月ごと）